

みんなでつくろう 自治基本条例⑪

自治基本条例とは

市民や議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールのことです。

条例制定までの流れ

市の課題など
を話し合う

条例のたたき
台を作る

条例の素案を
作る

条例の原案を
作る

条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは条例の「たたき台」を作っています。今回は、その中から<市議会の責務>についてご紹介します。より良い日田市にしていくためには、市民・市議会・行政が協力してまちづくりを進めていくことが大事です。市議会は、住民による選挙によって選ばれた代表機関になりますが、その役割や責務を再認識する意味で定めるものです。

【市議会の責務（案）の抜粋】

- ・住民の代表機関として、市民の付託に応え、重要事項を議決し、適切な市政運営を確保する。
- ・多様な方法で市民の意思を把握するよう努め、政策の積極的な立案及び提言を行うものとする。
- ・議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明し、市民に開かれた議会運営に努める。

第20回市民ワーキンググループ会議

10月3日(水) 午後7時～9時

市役所4階庁議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【行政資料コーナー】

市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いていきますので、ご利用ください。

【問合せ】 ☎ 877-8601

（住所記載不要）企画課政策企画係

☎ 22-8227（市役所6階）

（FAX）22-8324

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

心、豊かに

市民意識調査報告⑥

大分県人権啓発
イメージキャラクター
こころちゃん



今回は、「高齢者の人権問題」についての調査結果をお知らせします。

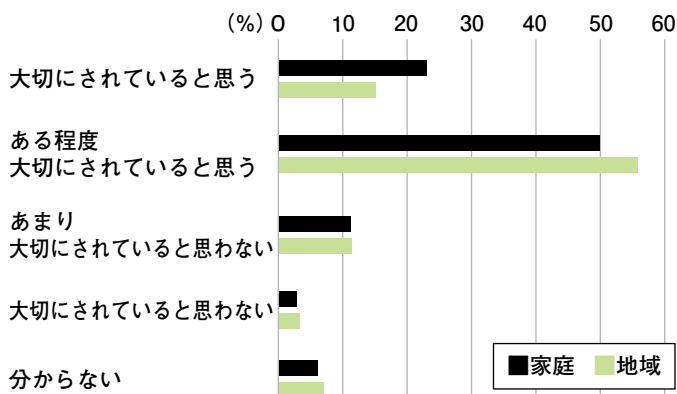
「高齢者の現状について」はグラフ①のとおりです。「ある程度大切にされていると思う」が一番多くなっています。

次に、高齢者の人権で「特に問題だと思うもの」についてはグラフ②のとおりです。

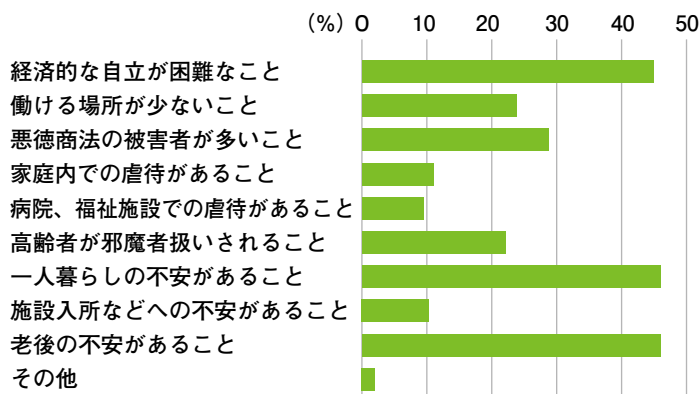
「一人暮らしの不安があること」「老後の不安があること」「経済的な自立が困難なこと」などが多くあり、将来の生活への不安が大きいことがうかがえます。

今後も高齢者の豊かな経験や知識が十分に尊重され、家庭や地域の中で孤立せず、安心して暮らすことができるよう、高齢者に対する理解と認識を深める人権教育・啓発を推進します。

【グラフ① 高齢者の現状について（1つ回答）】



【グラフ② 特に問題だと思うもの（3つまで回答）】



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017（市役所別館1階）